

新たな歴史に向かつて

鳳エリア建替え運動の道 ①

鳳診療所から耳原鳳病院に、 そして耳原鳳クリニックへ

耳原総合病院の歴史はよく書物などで紹介される機会が多いですが、耳原鳳クリニックの歴史は、あまり知られていませんので、第1回は、鳳クリニックの歴史を振り返ることから始めたいと思います。

1950年2月、耳原（現耳原総合病院）が開町（現・協和町）に「耳原健康を守る会」を主体とした耳原実費診療所

（現耳原総合病院）が開設され、無差別・平等、患者の立場に立った献身的な医療が行われまし

現在の鳳クリニックは築41年。新たな建物が必要になっています



耳原鳳クリニック建設委員会

た。堺市南部の農村部である美木多地域でも、当時、無医村に近い状態だったこともあり、「耳原の診療所を建ててほしい」と運動が沸き起こり、一口1000円募金の診療所づくり運動が取り組まれ、1960年5月に鳳診療所が開設されました。

1962年11月には、診療所から結核病棟を有する2階建て68床の鳳分院が誕生しました。今でも、年配の方からは、総合病院は「本院」、鳳クリニックは「分院」と呼ばれています。

1978年11月に鳳分院から、耳原鳳病院へ名称変更しました。1981年11月に現在の鳳南町5丁に移転し、呼吸器病棟、リハビリ専門病棟を持つ、85床の耳原鳳リハビリテーション病院へと発展していきま

した。1995年には、耳原鳳子ども診療所を開設し、小児医療、乳幼児健診、予防接種に力を注ぎ

ました。赤ちゃんから高齢者まで、3世代にわたリ利用していただいています。その後も、糖尿病教育入院、回復期リハビリ病棟の開設、いち早く「患者の権利宣言」を取り入れ、特色ある医療を展開してきました。度重なる医療改善に対応するため、1984年に設立した「みみはら友の会（現・健康友の会みみはら）」や地域の方々とスクラムを組み、社保平和運動の砦として地域のセンター的な役割を發揮していました。

2009年2月、同仁会全体の医師体制の困難さや経営戦略から、鳳病院の病床を耳原総合病院に移設し、地域の方々に惜しまれながら、耳原鳳病院は閉院され、病院時代の外来機能を残し、生まれ変わりました。

そして今、62年の時を経て、新たな歴史の道に向かつて鳳エリアの建設運動が走り出しました。（鳳エリア建替え委員会 事務局 北出 祥夫）

「障害者の存在を否定する優生思想：重い責任を自覚するとともに、被害当事者、関係者に皆さんに深く謝罪する」―2018年1月、知的障害を理由に不妊手術を受けた方が、裁判を起しました。「手術を強制した政府は憲法違反を認め、賠償せよ」というものです。その裁判報道で、全日本民医連は、旧優生保護法による強制不妊手術が1996年まで行われていたことを知りました。直ちにチームを立ち上げ、勉強を開始。2022年2月、「見解」を発表し、冒頭で社会問題として取り組めなかったことに対して、お詫びを述べました。

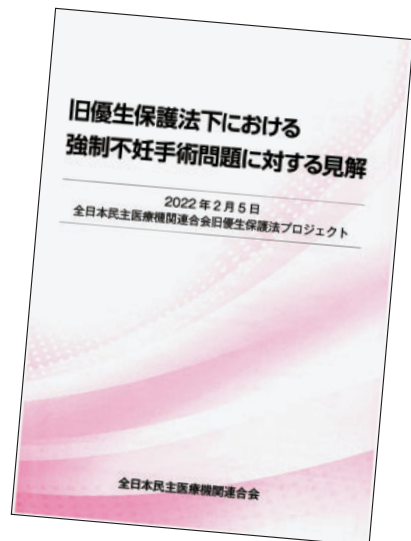


斉藤副理事長

「旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解」
2022年2月5日
全日本民主医療機関連合会旧優生保護法プロジェクト
全日本民主医療機関連合会

「旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解」から

人権と倫理に関する学習をふかめよう ①



優生法を改定し、できたのが旧優生保護法です。推進したのは、当時の革新系議員や医師資格をもつ議員の人たちです。新憲法のもとでの人権侵害を、「公益」論で正当化しました。政府は、今も「当時は合法」という言い方をしています。4回シリーズで世界の障害者観の変化、日本の人権意識の立ち遅れ、裁判の状況、今後の民医連としての人権擁護行動計画をお伝えします。（社会医療法人 同仁会 副理事長 斉藤 和則）

旧優生保護法

1948年、「優生上の見地から不良な子孫の出生防止」「母性の生命健康の保護」を目的に、不妊手術や中絶を合法化する法律として制定。96年の改定まで、障害者や特定の疾患患者などを対象に「公益」を名目に2万4993件の強制不妊手術が行われた。

2018年から被害者が全国で国賠訴訟を起し、判決の出た6件のうち4件で違憲判決が出されている。

（「民医連新聞」第1769号 2022年10月3日）

で、どうして制定、運用されたのでしょうか。敗戦直後は、戦地からの引揚者で人口が急増し、あらゆるものが不足。特に食糧難は、餓死者が出るほどでした。人減らしを目的に、中絶の合法化を含めて、戦前の国民